

証券コード 7414
(発送日) 2023年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月31日

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区
西港町12番地の1
小野建株式会社
代表取締役社長 小野 建

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.onoken.co.jp/jp/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「小野建」又は「コード」に当社証券コード「7414」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日ご出席されない場合は、株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前11時
2. 場 所 北九州市小倉北区浅野2丁目14番2号
リーガロイヤルホテル小倉 3階 オーキッド
※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容を上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日（金曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時到着分まで



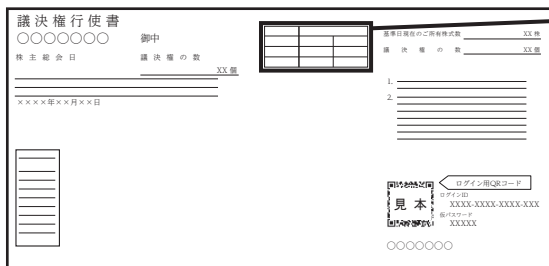
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX票
XXXXXXXXXX月XX日

投票総数のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX票

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXXX
XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

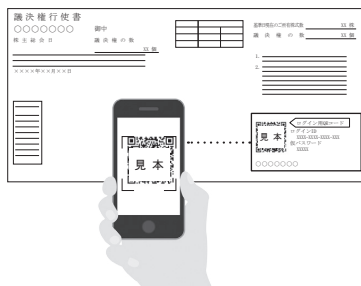
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

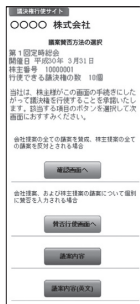
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトに入力することができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

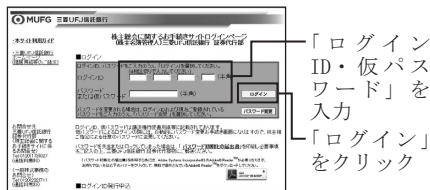
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



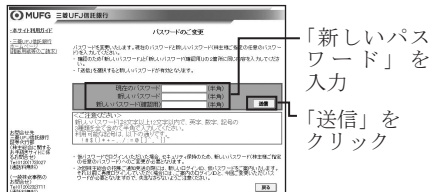
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響並びにロシアによるウクライナ侵攻問題など海外情勢の急激な変動に伴うインフレの進行と為替の変動もあり、依然として不透明な景況感が続いております。しかしながら、今後も海外情勢の動向は見えにくいものの、国内においては新型コロナウイルス感染症対策が緩和方向に進むことに伴い、経済活動を活発化させる動きも強まって景況感は回復傾向となっております。

当社グループが属している鉄鋼・建材流通業界におきましては、国内需要は販売先の業種業態により濃淡はあるものの、極端な落ち込みもなく概ね順調に推移いたしました。また、鉄鋼商品市況におきましては、国内メーカー主導のなかで高止まり傾向となっておりますが、国際市況の動きも含め国内需給のバランスにより今後の市況動向は不透明な状況となっております。このような状況のなかで、国内メーカー主導での仕入価格の上昇をいかに販売価格に転嫁し収益向上を図るかに苦慮した一年となりました。

このような環境のなかで、当社グループにおきましては、鉄鋼商品販売事業は、鉄鋼商品市況が高止まり傾向となる中で、拠点の新増設をはじめ各拠点において付加価値の向上のための加工設備の拡充を積極的に進め、販売数量の増加と在庫商品を活かした収益向上に取り組みました。また、建材商品販売事業・工事請負事業は、主力販売先である建設関連業界向け販売が、建設コストの上昇からホテル・商業施設等の建設延期や計画の中止が相次ぐなど中小型案件の減少により苦戦を強いられました。しかしながら、既受注分の大型案件が順調に推移し、かつ、マンション・物流施設等の案件増加から中小型案件数が徐々に回復してくるなどコロナ明けを見据えた案件の増加により受注件数も増加してまいりました。さらに、2022年11月に四国エリアでの営業強化のため同業者である株式会社ヤマサ（本社：高知県高知市）を子会社化するなどM&Aも積極的に進め、さらなる業績向上に取り組みました。

売上面におきましては、景況感が不透明な中で鉄鋼商品需要が伸び悩み、在庫出荷分を中心に鉄鋼商品の販売数量は若干減少したものの販売単価が高止まりしたこと、並びに大型案件を中心に工事請負事業が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は、2,626億53百万円（前期比17.9%増）となりました。

損益面におきましては、工事請負事業において利益が増加したものの、鉄鋼商品販売事業において販売数量が減少したこと、並びに鉄鋼商品市況が高止まりによる仕入価格上昇に伴う在庫単価の上昇から在庫商品販売を中心に収益率が低下したこと、さらには

人件費の増加を主要因とする販管費の増加により、営業利益97億35百万円（前期比17.2%減）、経常利益99億50百万円（前期比16.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益70億22百万円（前期比13.8%減）となりました。

2022年度の配当金につきましては1株当たり46円の間配当を実施し、期末配当につきましては、業績並びに今後の安定的な利益確保のためのビジョンを基に総合的に判断し、1株当たり44円とさせていただきます。これにより、当期の年間配当金は、1株当たり90円となりました。なお、期末配当金の支払開始日は2023年6月26日とさせていただきます。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

当社は、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「九州・中国」、「関西・中京」及び「関東・東北」の3つを報告セグメントとしております。

①九州・中国エリア

前期に対し、売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売単価が高止まりしたこと並びに工事請負事業の増加により増収となりました。損益は、工事請負事業において増益となりましたが、鉄鋼商品販売事業において在庫出荷分を中心として利益率が低下し、さらに販管費の増加から減益となりました。その結果、外部顧客への売上高は1,467億47百万円（前期比21.0%増）、セグメント利益は52億円（前期比3.0%減）となりました。

②関西・中京エリア

前期に対し、売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売単価が高止まりしたこと並びに工事請負事業の増加により増収となりました。損益は、工事請負事業において増益となりましたが、鉄鋼商品販売事業において販売数量の減少と在庫出荷分を中心として利益率が低下し、さらに販管費の増加から減益となりました。その結果、外部顧客への売上高は634億97百万円（前期比16.5%増）、セグメント利益は17億10百万円（前期比34.1%減）となりました。

③関東・東北エリア

前期に対し、売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売単価が高止まりしたこと並びに工事請負事業の増加により増収となりました。損益は、工事請負事業において増益となりましたが、鉄鋼商品販売事業において販売数量の大幅な減少と在庫出荷分を中心として利益率が低下し、さらに販管費の増加から減益となりました。その結果、外部顧客への売上高は524億8百万円（前期比11.7%増）、セグメント利益は27億57百万円（前期比29.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、37億87百万円であります。

その主なものは、福岡支店第二倉庫建設及び加工設備11億82百万円、京都営業所事務所・倉庫建設及び加工設備7億11百万円、静岡土地購入8億1百万円であります。

(3) 資金調達の状況

主要な設備投資に充当するための資金は、自己資金等により充当しております。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、海外情勢の急激な変動が危惧されるなど、国内経済の先行きに不透明感があることは否めない状況となっているものの、新型コロナウイルス感染症対策の緩和による経済活動の回復とインバウンド需要の増加が見込めることから、景況感は一時的に上昇してくるものと予想しております。

このことから当社グループを取り巻く環境においても先行きに不透明感が残るものの、徐々に需要の回復が見込めることが想定されます。

しかしながら、鉄鋼商品販売事業におきましては、原材料の高止まりと為替の円安が続く中で国内メーカー主導での鉄鋼商品市況の高止まり状態が、海外メーカー動向と国内需要動向により需給バランス次第で変動する懸念もあり、在庫商品販売を中心として収益拡大が大きな課題となっております。

また、建材商品販売事業・工事請負事業におきましては、公共工事において景気浮揚対策としての土木建築案件の増加、民間工事特に大型建築案件の受注は順調に進み、かつ、建設コストの上昇は止まらないものの中小型建築案件の需要も回復傾向となっており、この分野におきましてもいかに売上利益ともさらに増加させていけるかも課題となっております。

このような状況のなか、収益の拡大を目指すという大きな課題に対して、当社グループは従前からの基本戦略である「販売エリアの拡大」と「販売シェアの向上」に邁進するため、鉄鋼・建材・工事の3部門の総合力を生かし中期的な視野に立って各拠点における在庫の拡充、加工設備の充実を進めるなど積極的に設備投資を行うとともに、M&Aによる営業強化も図り、販売先のニーズに対し、さらに的確に対応できるよう地域密着型経営を進めてまいります。

また、この地域密着型経営を推進するため、中期ビジョンを策定し、今後の経営環境の変化に対応し、持続的成長に向けての体制づくりを行い、より存在感のある企業を目指すことにより、当社グループの課題克服にチャレンジし続けてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

区 分	第 71 期 2020年 3 月期	第 72 期 2021年 3 月期	第 73 期 2022年 3 月期	第 74 期 2023年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	229,290	202,825	222,759	262,653
経 常 利 益	6,527	6,717	11,977	9,950
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,416	4,508	8,145	7,022
1株当たり当期純利益	203円60銭	213円23銭	363円91銭	298円90銭
総 資 産	153,598	144,092	170,468	188,688
純 資 産	70,160	73,947	83,275	90,321
1株当たり純資産	3,321円27銭	3,484円71銭	3,538円36銭	3,584円38銭

〔第71期〕

各拠点において販売先ニーズに対応し、付加価値向上に向け鉄鋼商品の一次加工設備の拡充等、設備投資を積極的に行うとともに、鉄筋加工業の森田鋼材(株)（非連結子会社）をM&Aするなど新規分野への参入も行いました。業績につきましては、特に都市部を中心に景気のピークアウト感が出てきており、年度後半からは鉄鋼商品市況が軟調に推移し始めたことから、前期に対し当連結会計年度の売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売数量の減少により2,292億90百万円（前期比1.2%減）となりました。損益面におきましても、鉄鋼商品市況が軟調に推移した結果、収益率が低下し、営業利益63億60百万円（前期比4.1%減）、経常利益65億27百万円（前期比2.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益44億16百万円（前期比5.3%減）となりました。

〔第72期〕

付加価値向上に向け条鋼類のみならず鋼板類などの鉄鋼商品の加工設備の拡充、拠点の新設など設備投資を積極的に行い、同業他社との差別化を図ってまいりました。また、工事請負事業におきましても、受注済みの大型案件は順調に進捗したものの、新規の中小型案件が減少するなかで、積極的に営業展開を図るとともに、工事施工管理者の育成など人材教育にも注力いたしました。業績につきましては、景況感が落ち込む中で需要が軟調に推移し、かつ、鉄鋼商品市況が変動するなかで、前期に対し当連結会計年度の売上高は、鉄鋼商品販売事業における販売数量の減少と年度前半における販売単価の低下により2,028億25百万円（前期比11.5%減）となりました。損益面におきましては、鉄鋼商品市況が年度後半から急速に上昇したことにより、在庫販売における収益率が向上し、営業利益65億12百万円（前期比2.4%増）、経常利益67億17百万円（前期比2.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益45億8百万円（前期比2.1%増）となりました。

〔第73期〕

鉄鋼商品販売事業は、鉄鋼商品市況の上昇が続く中で、販売価格への転嫁に取り組むとともに、拠点の新増設をはじめ各拠点において付加価値の向上のための加工設備の拡充を積極的に進め、販売数量の増加と在庫商品を活かした収益向上に取り組みました。また、建材商品販売事業・工事請負事業は、主力販売先である建設関連業界向け販売が、ホテル・商業施設等の建設延期や計画の中止が相次ぐなど中小型案件の減少により苦戦を強いられましたが、既受注分の大型案件が順調に推移し、かつ、今後のコロナ明けを見据えた案件の増加により受注件数も増加してまいりました。業績につきましては、景況感が不透明な中で需要は伸び悩みましたが、鉄鋼商品市況が大幅に上昇し、前期に対し当連結会計年度の売上高は、2,227億59百万円（前期比9.8%増）となりました。損益面におきましては、鉄鋼商品市況が上昇したことにより、在庫販売における収益率が向上し、営業利益117億56百万円（前期比80.5%増）、経常利益119億77百万円（前期比78.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益81億45百万円（前期比80.6%増）となりました。

〔第74期〕

当連結会計年度の状況につきましては、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
西日本スチールセンター株式会社	10百万円	99.5%	鋼板剪断加工・販売業
三協則武鋼業株式会社	10百万円	79.9%	鋼板剪断加工・販売業
小野建沖縄株式会社	5百万円	99.0%	鋼材・建材卸売業
株式会社ヤマサ	50百万円	82.3%	鋼材・建材卸売業

③ 重要な企業結合等の状況

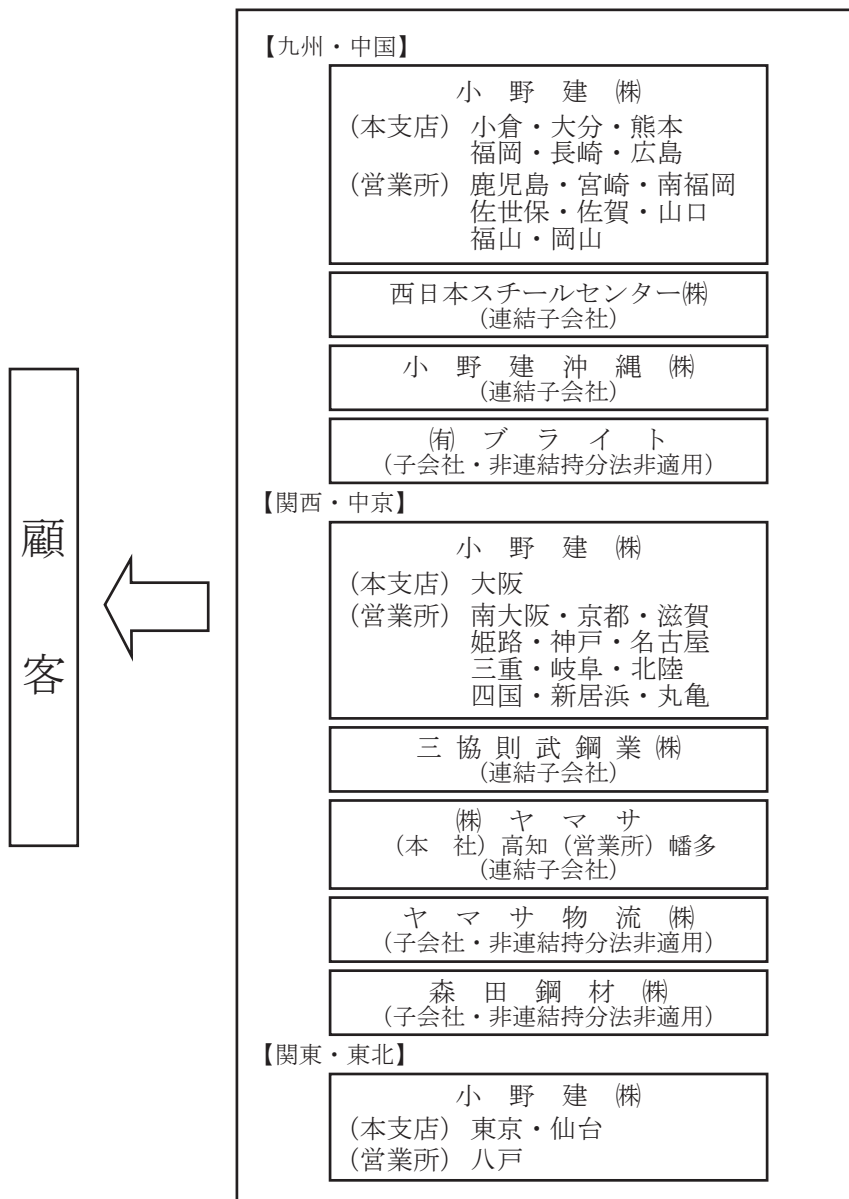
当社は、2022年11月24日に株式を取得し、株式会社ヤマサ（本社：高知県高知市）を連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社の企業集団は、当社と連結子会社4社及び非連結持分法非適用子会社3社で構成され、主に鉄鋼・建材商品の販売及び一部工事請負を国内各地域において行っており、各拠点において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「九州・中国」、「関西・中京」及び「関東・東北」の3つを報告セグメントとしております。

事業系統図は次のとおりであります。



(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

小野建株式会社	本社	北九州市小倉北区西港町12番地の1
	本支店	大分、小倉、熊本、福岡、長崎、広島、大阪、東京、 仙台
	営業所	鹿児島、宮崎、南福岡、佐世保、佐賀、山口、福山、 岡山、南大阪、京都、滋賀、姫路、神戸、名古屋、 三重、岐阜、北陸（白山市）、四国（松山市）、新居 浜、丸亀、八戸
西日本スチールセンター株式会社	本社	北九州市
三協則武鋼業株式会社	本社	堺市
小野建沖縄株式会社	本社	那覇市
株式会社ヤマサ	本社	高知市
	営業所	幡多（宿毛市）

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
933名 (142名)	99名増 (29名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、嘱託社員は () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高 百万円
株式会社福岡銀行	13,700
株式会社西日本シティ銀行	9,400
株式会社大分銀行	2,700
株式会社みずほ銀行	2,300
株式会社池田泉州銀行	1,500
株式会社肥後銀行	1,300
株式会社北九州銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	1,000
株式会社広島銀行	1,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
高知信用金庫	171
株式会社佐賀銀行	100

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式総数 25,003,128株（自己株式250,986株を除く）

(注) 2025年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債権利行使により、発行済株式の総数は1,625,093株増加しております。

(3) 株主数 11,023名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,462	9.8
オ ー エ ス ト ラ ス ト (株)	1,509	6.0
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,501	4.2
小 野 哲 司	641	2.5
小 野 建	640	2.5
小 野 信 介	625	2.5
小 野 明	618	2.4
小 野 多 美 子	531	2.1
小 野 典 子	531	2.1
宜 本 正 夫	490	1.9

(注) 1. 持株数、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（250,986株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	26,400株	7名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2025年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（2020年1月16日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2023年3月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	980
新株予約権の数（個）	98
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）	740,745
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）	1,323
新株予約権の行使期間	自 2020年2月17日 至 2025年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）	発行価格 1,323 資本組入額 662
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	該当なし。 ただし、各本新株予約権の行使に際しては、各本新株予約権を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、当社の保有する自己株式数を除く。）を言います。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たり}}{\text{処分株式数}} \text{の払込金額}}{\text{株式数} \quad \text{時価}} \\ \text{転換価額} \quad \text{転換価額} \quad \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されます。ただし、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われません。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

なお、上記の転換価額の修正要項に基づき、2021年1月20日に転換価額の修正を決定し、2021年2月3日より転換価額を1,470円から1,323円に下方修正しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小野 建	西日本スチールセンター(株) 代表取締役社長 小野建沖繩(株) 代表取締役会長
代表取締役副社長	小野 剛	森田鋼材(株) 代表取締役社長
代表取締役専務	小野 哲司	管理統括本部長
常務取締役	小野 信介	九州・中国エリア担当 熊本支店長
常務取締役	高牟礼 厚	関東・東北エリア担当 東京支店長
取締役	小野 明	開発室長
取締役	木下 正祥	関西・中京エリア担当 大阪支店長
取締役	福田 孝一	福田孝一公認会計士事務所 所長
取締役(監査等委員)	山上 知裕	ひびき法律事務所 弁護士
取締役(監査等委員)	梅田 久和	梅田公認会計士事務所 所長、株式会社井筒屋 監査役
取締役(監査等委員)	小倉 知子	ナリッジ共同法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役 福田孝一、取締役(監査等委員) 山上知裕、取締役(監査等委員) 梅田久和及び取締役(監査等委員) 小倉知子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 梅田久和氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」という。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。

D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、任意に設置した指名報酬委員会の答申を得て、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の経営理念に基づき、中長期的な業績向上と企業価値最大化への貢献意識を高めるべく、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、毎年一定の時期に支給する譲渡制限付株式とし、役位、職責に応じて基本報酬の金額を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、代表取締役社長にその決定を一任するものとし、代表取締役社長は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、及び非金銭報酬等の額とする。なお、非金銭報酬としての株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小野建に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会の答申を受け、監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外役員）	543百万円 (1)	507百万円 (1)	—	36百万円 (—)	8名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外役員）	7 (5)	7 (5)	—	—	5 (4)
合 計 （うち社外役員）	550 (7)	514 (7)	— (—)	36 (—)	13 (5)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第67期定時株主総会において年額6億円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年10万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は7名です。

2. 非金銭報酬等のうち36百万円は当事業年度における株式報酬の繰入額であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しており、退任時に役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金打ち切り支給をすることが決議されております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し1百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役 福田孝一氏は、福田孝一公認会計士事務所の所長であり、当社は、福田孝一公認会計士事務所への業務委託費の支払いがありますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。

・取締役（監査等委員）山上知裕氏は、ひびき法律事務所所属の弁護士であります、当社との間に取引関係はありません。

同氏は弁護士であります、当社との顧問契約はありません。また、依頼案件がある場合には、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件により決定しております。

・取締役（監査等委員）梅田久和氏は、梅田公認会計士事務所の所長、株式会社井筒屋の監査役であります、当社との間に取引関係はありません。

・取締役（監査等委員）小倉知子氏は、ナリッジ共同法律事務所所属の弁護士であります、当社との間に取引関係はありません。

同氏は弁護士であります、当社との顧問契約はありません。また、依頼案件がある場合には、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件により決定しております。

その他に、社外取締役との重要な人的関係及び資本的關係はありません。また、各氏は東京証券取引所が定める独立性基準を充足しており、一般株主と利益の相反が生じるおそれのない社外取締役であることから、同4名を独立役員に指定しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 福田 孝一	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての知見を活かし、特に会計・税務の専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 山上 知裕	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査等委員会8回のうち7回に出席いたしました。 弁護士としての知見を活かし、特に企業法務・労務関連の専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 梅田 久和	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査等委員会8回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての知見を活かし、特に会計・税務の専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小倉 知子	社外取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会7回の全てに、また、監査等委員会6回の全てに出席いたしました。 弁護士としての知見を活かし、特に企業法務・労務関連の専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する金額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責をするものとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程により「会計監査人の解任又は不再任」に係る株主総会の付議議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、内部統制基本方針（業務の適正を確保するための体制に関する基本方針）を定めるとともに、適宜、その見直しを行います。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人は職務分掌規程及び職務権限規程に従った職務を執行するにあたり、就業規程等の関連諸規程により法令順守の理解及び研修による理解の強化を図ります。

監査等委員会及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

- ② 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行います。

- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程・文書取扱規程に従い議事録を作成保存するとともに適切に管理を行います。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

与信管理規程・資金運用管理規程等の各種リスクに関する関連諸規程を整備し適切な管理を行います。

取締役会は必要に応じて適時リスクに関する体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適宜取締役会を開催し、意思決定の迅速な伝達を行います。

- ⑥ 事業報告作成会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とします。
 - ロ 子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規程の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行います。
 - ハ 子会社の取締役のうち数名は当社役員もしくは従業員が兼務することとし、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認するとともに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する体制とします。
 - ニ 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、連結グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社へ事前協議等が行われ、当社の事前承認を求める体制とします。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制とします。
 - ホ 監査等委員会及び内部監査室は、定期的又は臨時に子会社のコンプライアンス活動やリスク管理を含む当社グループ管理体制を監査し、取締役会等に報告します。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- イ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合又は監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ、業務補助のためのスタッフを置きます。
 - ロ 当該使用人は監査等委員会スタッフ業務に関し、監査等委員会の指揮命令下に置きます。また、当該使用人の人事については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。
 - ロ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業績に影響を与える重要な事項、職務執行に関する法令並びに定款違反、当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告することとします。
 - ハ 当社は監査等委員会に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行いません。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員会は、会計監査人、内部監査室と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保します。
 - ロ 監査等委員会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて弁護士等の専門家を活用することができることとします。
 - ハ 当社は、監査等委員会が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を継続的に取組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに当社及び子会社への周知徹底を行っております。

また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況を内部監査室に報告し、問題点を把握した場合もしくは疑義がある場合は監査等委員会に報告するとともに協議を行っております。

当事業年度においては、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づいた内部統制評価の他、内部監査計画に基づき当社並びに子会社の業務監査等を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、内部留保の充実による企業体質の強化を図りつつ、安定かつ高い水準の利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	126,706	流 動 負 債	95,094
現金及び預金	2,975	支払手形及び買掛金	31,177
受取手形	18,094	電子記録債務	21,781
電子記録債権	20,064	短期借入金	35,200
売掛金	43,605	1年以内返済予定の	52
契約資産	635	長期借入金	398
商品及び製品	31,563	未払法人税等	199
原材料及び貯蔵品	3,491	契約負債	1,453
その他	6,396	賞与引当金	8
貸倒引当金	△120	工事損失引当金	4,823
固 定 資 産	61,982	固 定 負 債	3,273
(有形固定資産)	(58,135)	社債	981
建物及び構築物	21,924	長期借入金	118
機械装置及び運搬具	5,264	役員退職慰労引当金	6
土地	30,723	退職給付に係る負債	1,101
その他	211	資産除去債務	171
建設仮勘定	11	その他	893
(無形固定資産)	(516)	負 債 合 計	98,367
のれん	257	純 資 産 の 部	
その他	259	株 主 資 本	89,491
(投資その他の資産)	(3,329)	資本金	6,537
投資有価証券	2,066	資本剰余金	6,498
長期貸付金	21	利益剰余金	76,797
従業員に対する長期貸付金	24	自己株式	△341
繰延税金資産	666	その他の包括利益累計額	129
その他	1,273	その他有価証券評価差額金	257
貸倒引当金	△721	繰延ヘッジ損益	△2
資 産 合 計	188,688	退職給付に係る調整 累 計 額	△125
		非 支 配 株 主 持 分	700
		純 資 産 合 計	90,321
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	188,688

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		262,653
売上原価		236,566
売上総利益		26,086
販売費及び一般管理費		16,350
営業利益		9,735
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	28	
仕入割引	16	
期日前決済割引料	30	
受取家賃	78	
有価証券売却益	29	
助成金収入	41	
その他	50	284
営業外費用		
支払利息	31	
売上割引	11	
有価証券売却損	8	
固定資産除却損	2	
その他	15	69
経常利益		9,950
特別損失		
固定資産売却損	4	4
税金等調整前当期純利益		9,946
法人税、住民税及び事業税	2,487	
法人税等調整額	311	2,798
当期純利益		7,147
非支配株主に帰属する当期純利益		125
親会社株主に帰属する当期純利益		7,022

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,462	5,422	71,854	△377	82,362
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	1,075	1,075			2,150
剰 余 金 の 配 当			△2,079		△2,079
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,022		7,022
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		35	36
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	1,075	1,075	4,943	35	7,129
当連結会計年度末残高	6,537	6,498	76,797	△341	89,491

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	221	41	0	264	648	83,275
当連結会計年度変動額						
新株の発行						2,150
剰余金の配当						△2,079
親会社株主に帰属する 当期純利益						7,022
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						36
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	35	△44	△125	△135	51	△83
当連結会計年度変動額合計	35	△44	△125	△135	51	7,045
当連結会計年度末残高	257	△2	△125	129	700	90,321

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社4社の名称

西日本スチールセンター株式会社
三協則武鋼業株式会社
小野建沖縄株式会社
株式会社ヤマサ

② 非連結子会社3社の名称

有限会社ブライト
森田鋼材株式会社
ヤマサ物流株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社5社の名称

有限会社ブライト
森田鋼材株式会社
ヤマサ物流株式会社
株式会社鉄建ブリッジ
株式会社納谷組

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、株式会社ヤマサの株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

を採用しております。
市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	4～14年
その他（工具、器具及び備品）	4～15年

ロ 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上することとしております。

ニ 役員退職慰労引当金

取締役の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりで

あります。

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：別個の履行義務へ取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務の充足時または充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、鉄鋼・建材商品販売事業、工事請負事業、不動産賃貸事業等を主な事業としております。

鉄鋼・建材商品販売事業においては、主に鋼板、条鋼、丸鋼等の鉄鋼商品や土木建材商品を取り扱い、各拠点に物流倉庫を展開し、多品種の商品を在庫することで、柔軟に短納期で顧客に販売しております。また、メーカーから顧客へ商品を直送する販売も行っております。

鉄鋼・建材商品販売事業における商品販売については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に引き渡し又は顧客が検収した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客からの支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

工事請負事業においては、主に建設業者から鉄骨や外壁など一部工事を請負い、材料の供給、加工、組立、施工管理を行っております。請負工事等は顧客の仕様に合わせた材料の供給、加工、組立、施工管理等を長期にわたり継続して提供することにより一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、発生原価による履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。

不動産賃貸事業等は、主に保有する不動産を顧客に長期にわたり賃貸しております。賃貸による収入は、履行義務が時の経過につれて充足するため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束した対価から、値引き及び売上割引等を控除した金額で測定しています。取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領し、重要な金融要素は含んでいません。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取引を行っております。

ハ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、6年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積り

貸倒引当金

(1) 連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金(投資その他の資産) 7億21百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社グループは、債権の全部又は一部が回収できなくなること等により損失を被るリスクが存在するため、当該損失の発生に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法により個別債権毎に回収可能価額を見積り、個別債権から回収可能価額を減額し、その残額を貸倒引当金として計上しております。

② 主要な仮定

当連結会計年度末日における貸倒懸念債権及び破産更生債権等について回収可能価額の算出に用いた主要な仮定は、与信先の財政状態、担保状況等で評価した当連結会計年度における回収見込額が将来において変動しないとした点であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性が高く、当初の見積りに用いた主要な仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 153億68百万円

(売上高は、当連結会計年度末時点で工事が完成し、その引渡しが完了した案件は含めておりません。)

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の状況

① 算出方法

工事請負事業においては、主に建設業者から鉄骨や外壁など一部工事を請負い、材料の供給、加工、組立、施工管理を行っております。請負工事等は顧客の仕様に合わせた材料の供給、加工、組立、施工管理等を長期にわたり継続して提供することにより一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、発生原価による履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。

② 主要な仮定

工事は個性性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくく、工事完了までには一定の期間を要し、工事進行途上における設計変更、予定外の費用の発生、工期の変更等が生じ、工事原

価総額が見直されることがあります。工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴い主観性が高く、不確実性を伴うため、工事原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である工事見積原価総額は、顧客との合意に基づく工事契約内容の変更及び工事着手後に判明した事象並びに施工の遅延等により工事原価総額の見積りが変動する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 25,938百万円

(3) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

預金	252百万円
建物及び構築物	0百万円
土地	746百万円
計	998百万円

② 上記に対応する債務

買掛金	133百万円
一年以内の長期借入金	52百万円
一年超長期借入金	118百万円
計	304百万円

(4) 国庫補助金による有形固定資産の圧縮累計額

土地圧縮累計額 22百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式	23,629,021株	1,625,093株	—	25,254,114株
自己株式				
普通株式	277,366株	20株	26,400株	250,986株

(注) 1. 発行済株式の株式数の増加は、2025年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債権利行使による増加であります。

2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加であり、減少は譲渡制限付株式報酬による減少であります。

(3) 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

① 2022年5月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	1,004百万円
1株当たりの配当額	43.00円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月27日

② 2022年11月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	1,075百万円
1株当たりの配当額	46.00円
基準日	2022年9月30日
効力発生日	2022年12月12日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年5月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	1,100百万円
1株当たりの配当額	44.00円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期貸付金は、当社営業所の建物賃借に係る預託証拠金である建設協力金、従業員長期貸付金は、従業員長期貸付金制度に基づく当社グループ従業員に対するものであり、貸出先の信用リスクに晒されておりますが、建設協力金は毎月支払う賃料より控除し、従業員貸付金については、退職金の範囲内の貸付けとしております。

借入金や社債の用途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
投資有価証券	1,136	1,136	-
資産計	1,136	1,136	-
社債	981	1,106	125
負債計	981	1,106	125
デリバティブ取引(*③)	△3	△3	-

- ① 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。
- ② 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	930

*③ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定

した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	1,136	—	—	1,136
デリバティブ取引 通貨関連	—	△3	—	△3

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	—	1,106	—	1,106

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格はあるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、先物為替相場等の市場価格に基づき算定しております。先物為替相場等の公正価値は、市場価格はあるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

		九州・中国	関西・中京	関東・東北	合計
鉄鋼・建材商品 販売事業	鋼板類	26,721	33,155	14,245	74,123
	条鋼類	38,184	22,843	28,496	89,524
	丸鋼類	29,803	1,314	4,836	35,954
	線材類	1,131	1,544	59	2,735
	建機商品	15,719	813	412	16,945
	小計	111,561	59,671	48,050	219,283
工事請負事業		34,774	3,804	4,260	42,838
その他		116	—	—	116
計		146,452	63,475	52,310	262,238

各セグメントの収益の分解情報とセグメント情報に記載した「外部顧客への売上高」との関係は以下のとおりであります。なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく不動産賃貸収入等であります。

（単位：百万円）

	九州・中国	関西・中京	関東・東北	合計
顧客との契約から生じる収益	146,452	63,475	52,310	262,238
その他の収益	294	22	98	415
外部顧客への売上高	146,747	63,497	52,408	262,653

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	69,929百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	81,764
契約資産(期首残高)	863
契約資産(期末残高)	635
契約負債(期首残高)	158
契約負債(期末残高)	199

契約資産は、請負契約等について進捗度に基づき認識した収益に係る未請求の対価に対する当社グループの権利です。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に工事契約に基づく履行に先立って顧客から受領した前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、152百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、工事請負事業に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	20,398百万円
1年超2年以内	1,840
2年超3年以内	184
3年超	480
合計	22,902

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,584円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	298円90銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	114,544	流動負債	88,490
現金及び預金	1,348	電子記録債務	20,362
受取手形	16,010	買掛金	28,013
電子記録債権	17,481	短期借入金	33,500
売掛金	38,443	関係会社短期借入金	782
契約資産	519	未払金	3,551
商品及び製品	29,397	未払費用	386
前払費用	79	未払法人税等	258
関係会社短期貸付金	5,409	契約負債	153
未収入金	5,830	預り金	41
その他の貸倒引当金	55	前受収益	28
	△31	賞与引当金	1,245
固定資産	57,629	工事損失引当金	8
(有形固定資産)	(53,995)	その他の	159
建物	17,026	固定負債	2,700
構築物	2,948	社債	981
機械装置	3,925	退職給付引当金	775
車両運搬具	180	資産除去債務	155
器具備品	167	その他の	787
土地	29,735	負債合計	91,190
建設仮勘定	11	純資産の部	
(無形固定資産)	(233)	株主資本	80,706
借地権	48	資本金	6,537
ソフトウェア	170	資本剰余金	6,533
その他の	14	資本準備金	6,251
(投資その他の資産)	(3,400)	その他資本剰余金	282
投資有価証券	969	利益剰余金	67,976
関係会社株	1,347	利益準備金	366
出資金	13	その他利益剰余金	67,610
長期貸付金	21	固定資産圧縮積立金	1,074
従業員に対する長期貸付金	16	別途積立金	29,000
破産更生債権等	65	繰越利益剰余金	37,536
長期前払費用	189	自己株式	△341
前払年金費用	40	評価・換算差額等	276
繰延税金資産	479	その他有価証券評価差額金	278
その他の	923	繰延ヘッジ損益	△2
貸倒引当金	△666	純資産合計	80,983
資産合計	172,173	負債及び純資産合計	172,173

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		235,676
売 上 原 価		213,151
売 上 総 利 益		22,525
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,913
営 業 利 益		7,611
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 配 当 金	104	
期 日 前 決 済 割 引 料	30	
受 取 家 賃	76	
助 成 金 収 入	41	
そ の 他	30	294
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
売 上 割 引	3	
固 定 資 産 除 却 損	2	
有 価 証 券 評 価 損	4	
そ の 他	1	40
経 常 利 益		7,865
税 引 前 当 期 純 利 益		7,865
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,832	
法 人 税 等 調 整 額	247	2,080
当 期 純 利 益		5,784

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合 計	
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
					固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	5,462	5,176	282	5,458	366	1,075	29,000	33,829	64,271	△377	74,815
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮 積立金の取崩						△0		0	－		－
新株の発行	1,075	1,075		1,075							2,150
剰余金の配当								△2,079	△2,079		△2,079
当期純利益								5,784	5,784		5,784
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			0	0						35	36
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	1,075	1,075	0	1,075	－	△0	－	3,706	3,705	35	5,891
当 期 末 残 高	6,537	6,251	282	6,533	366	1,074	29,000	37,536	67,976	△341	80,706

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	218	41	260	75,075
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮 積立金の取崩				－
新株の発行				2,150
剰余金の配当				△2,079
当期純利益				5,784
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				36
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	60	△44	15	15
当期変動額合計	60	△44	15	5,907
当 期 末 残 高	278	△2	276	80,983

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～47年

構築物 10～50年

機械装置 5～12年

車両運搬具 4～6年

器具備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見

込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上することとしております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生日度の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：別個の履行義務へ取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務の充足時又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、鉄鋼・建材商品販売事業、工事請負事業、不動産賃貸事業等を主な事業としております。

鉄鋼・建材商品販売事業においては、主に鋼板、条鋼、丸鋼等の鉄鋼商品や土木建材商品を取り扱い、各拠点に物流倉庫を展開し、多品種の商品を在庫することで、柔軟に短納期で顧客に販売しております。また、メーカーから顧客へ商品を直送する販売も行っております。

鉄鋼・建材商品販売事業における商品販売については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に引き渡し又は顧客が検収した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客からの支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

工事請負事業においては、主に建設業者から鉄骨や外壁など一部工事を請負い、材料の供給、加工、組立、施工管理を行っております。請負工事等は顧客の仕様に合わせた材料の供給、加工、組立、施工管理等を長期にわたり継続して提供することにより一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、発生原価による履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。

不動産賃貸事業等は、主に保有する不動産を顧客に長期にわたり賃貸しております。賃貸による収入は、履行義務が時の経過につれて充足するため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束した対価から、値引き及び売上割引等を控除した金額で測定しています。取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領し、重要な金融要素は含んでいません。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取引を行っております。

- ③ ヘッジ方針
社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る会計処理の方法
計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積り

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金(投資その他の資産) 6億66百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算出方法
当社は、債権の全部又は一部が回収できなくなる等により損失を被るリスクが存在するため、当該損失の発生に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に対しては、財務内容評価法により個別債権毎に回収可能価額を見積り、個別債権から回収可能価額を減額し、その残額を貸倒引当金として計上しております。
- ② 主要な仮定
当事業年度末日における貸倒懸念債権及び破産更生債権等について回収可能価額の算出に用いた主要な仮定は、与信先の財政状態、担保状況等で評価した当事業年度における回収見込額が将来において変動しないとした点であります。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
主要な仮定は見積りの不確実性が高く、当初の見積りに用いた主要な仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
売上高 144億65百万円
(売上高は、当事業年度末時点で工事が完成し、その引渡しが完了した案件は含めておりません。)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の状況

① 算出方法

工事請負事業においては、主に建設業者から鉄骨や外壁など一部工事を請負い、材料の供給、加工、組立、施工管理を行っております。請負工事等は顧客の仕様に合わせた材料の供給、加工、組立、施工管理等を長期にわたり継続して提供することにより一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、発生原価による履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。

② 主要な仮定

工事は個性性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくく、工事完了までには一定の期間を要し、工事進行途上における設計変更、予定外の費用の発生、工期の変更等が生じ、工事原価総額が見直されることがあります。工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴い主観性が高く、不確実性を伴うため、工事原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である工事見積原価総額は、顧客との合意に基づく工事契約内容の変更及び工事着手後に判明した事象並びに施工の遅延等により工事原価総額の見積りが変動する場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,382百万円

(3) 保証債務等の残高

保証債務

金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

三協則武鋼業株式会社 1,500百万円
株式会社ヤマサ 171百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 583百万円
短期金銭債務 463百万円

(5) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

預金 52百万円
計 52百万円

② 上記に対応する債務

買掛金 8百万円
計 8百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売上高	3,121百万円
仕入高	4,624百万円
販売費及び一般管理費	39百万円
営業取引以外の取引高	10百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首の 株 式 数	当事業年度増加 株 式 数	当事業年度減少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
自己株式				
普通株式	277,366株	20株	26,400株	250,986株
合計	277,366株	20株	26,400株	250,986株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加であり、減少は譲渡制限付株式報酬による減少であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	42百万円
未払事業所税	6百万円
貸倒引当金	212百万円
賞与引当金	378百万円
退職給付引当金	223百万円
未払役員退職慰労金	180百万円
役員株式報酬費用	29百万円
投資有価証券評価損	27百万円
出資金評価損	24百万円
その他	184百万円
繰延税金資産小計	1,310百万円
評価性引当額	△231百万円
繰延税金資産合計	1,078百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△87百万円
固定資産圧縮積立金	△469百万円
その他	△42百万円
繰延税金負債合計	△599百万円
繰延税金資産の純額	479百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額(百万円)	科目	期末高(百万円)
子会社	西日本スチールセンター㈱	10	鋼板剪断加工・販売業	所有 直接 間接 99.5 0.5	商品の売買 役員 資金の借入	資金の借入 ※1 利息の支払 ※2	△1,228 0	関係会社短期借入金 —	582 —
子会社	三協則武鋼業㈱	10	鋼板剪断加工・販売業	所有 直接 79.9	商品の売買 役員 資金の貸付 債務保証	資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2 債務保証 ※3	△1,110 2 1,500	関係会社短期貸付金 — —	1,740 — —
子会社	小野建沖繩㈱	5	鉄鋼・建材卸売業	所有 直接 間接 99.0 1.0	商品の売買 役員 資金の借入 資金の貸付	資金の借入 ※1 利息の支払 ※2 資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2	— 0 1,120 0	関係会社短期借入金 — 関係会社短期貸付金	— — 1,770 —
子会社	森田鋼材㈱	10	鉄鋼・建材加工・販売業	所有 直接 間接 99.9 0.1	商品の売買 役員 資金の借入 債務保証	資金の借入 ※1 利息の支払 ※2	△30 0	関係会社短期借入金 —	200 —
子会社	㈱ヤマサ	50	鉄鋼・建材卸売業	所有 直接 82.3	商品の売買 役員 資金の貸付 債務保証	資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2 債務保証 ※3	1,899 0 171	関係会社短期貸付金 — —	1,899 — —

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、資金の貸付及び借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。
- ※2. 利息の受取及び支払については、資金の貸付及び借入にかかる受取及び支払利息であります。
- ※3. 金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。なお、保証料の受領は行っておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小野 建	—	当社代表取締役 社長	被所有 直接 2.5	—	譲渡制限付 株式の付与	10	—	—

(注) 2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」に基づき、当社の2022年6月24日付取締役会決議により割り当てられた譲渡制限付株式になります。なお、取引金額については、当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値より算定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,238円91銭
(2) 1株当たり当期純利益 246円21銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

小野建株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本 千人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小野建株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小野建株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する

規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

小野建株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本 千人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小野建株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

小野建株式会社 監査等委員会

監査等委員 山 上 知 裕 ㊟

監査等委員 梅 田 久 和 ㊟

監査等委員 小 倉 知 子 ㊟

(注) 監査等委員山上知裕、梅田久和及び小倉知子の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。また、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	お の けん 小 野 建 (1952年1月1日生)	1975年4月 当社入社 1978年10月 当社取締役小倉支店次長 1983年8月 当社取締役大阪営業所長 1990年4月 当社取締役小倉支店長兼大阪営業所長 1995年6月 当社代表取締役社長（現任） 2002年8月 西日本スチールセンター株式会社 代表取締役社長（現任） 2010年9月 小野建沖縄株式会社 代表取締役会長（現任）	640,200株
		(選任理由) 候補者は、当社の経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	
2	お の たけし 小 野 剛 (1980年3月17日生)	2005年10月 当社入社 2009年4月 当社大阪支店鉄鋼部部长 2010年6月 当社取締役大阪支店副支店長 2011年6月 当社取締役大阪支店長 兼関西・中京エリア担当 2013年6月 当社代表取締役副社長兼大阪支店長 兼関西・中京エリア担当 2019年10月 森田鋼材株式会社 代表取締役社長（現任） 2020年7月 当社代表取締役副社長 兼関西・中京エリア担当 2021年6月 当社代表取締役副社長（現任）	56,300株
		(選任理由) 候補者は、当社の経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	小野哲司 (1957年11月16日生)	1980年4月 当社入社 1989年9月 当社取締役大分本店長 1990年10月 当社取締役社長室長 1991年4月 当社取締役管理統括本部長兼経理部長 1995年6月 当社常務取締役管理統括本部長 2003年6月 当社代表取締役専務 管理統括本部長 2006年4月 当社代表取締役専務 2019年5月 当社代表取締役専務 管理統括本部長（現任） (選任理由) 候補者は、当社の経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	641,900株
4	小野信介 (1970年5月24日生)	1997年4月 当社入社 2003年1月 当社福岡支店管理部長 2003年6月 当社取締役福岡支店管理部長 2006年4月 当社取締役管理統括本部長 2016年6月 当社常務取締役管理統括本部長 2019年5月 当社常務取締役経営企画室長 2021年6月 当社常務取締役 兼九州・中国エリア担当 2021年9月 当社常務取締役熊本支店長 兼九州・中国エリア担当（現任） (選任理由) 候補者は、長年にわたり財務・管理部門に携わり、管理統括本部長及び経営企画室長として経営全般に関する豊富な経験、知識を有しており、かつ、営業部門も経験していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	625,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
5	たかむね あつし 高牟礼 厚 (1959年8月26日生)	1983年3月 当社入社 1997年7月 当社東京営業所長 2000年4月 当社東京支店長 2007年6月 当社取締役東京支店長 兼関東・東北エリア担当 2016年6月 当社常務取締役東京支店長 兼関東・東北エリア担当（現任）	8,600株
		(選任理由) 候補者は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の営業部門及び経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
6	おの あきら 小野 明 (1968年8月24日生)	1996年4月 当社入社 2003年1月 当社開発室長 2003年6月 当社取締役開発室長（現任）	618,900株
		(選任理由) 候補者は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の営業部門及び経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
7	きの した まさよし 木下 正祥 (1957年10月18日生)	1980年3月 当社入社 2002年1月 当社小倉支店建機部長 2015年4月 当社小倉支店副支店長 2016年1月 当社大分本店長 2020年4月 当社大阪支店副支店長 2020年7月 当社大阪支店長 2021年6月 当社取締役大阪支店長 兼関西・中京エリア担当（現任）	8,000株
		(選任理由) 候補者は、長年にわたり営業部門並びに本支店長として拠点管理部門にも携わり、当社の営業部門及び経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
8	福田孝一 (1956年7月7日生)	1990年5月 福田孝一公認会計士事務所開設 同事務所所長 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) (選任理由及び期待される役割の概要) 候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。	一株

- (注) 1. 福田孝一氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は福田孝一氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ておりますが、同氏が再任された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 福田孝一氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社と福田孝一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契約を締結しており、同氏が取締役に再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の再任が承認された場合は、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。
6. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考) 取締役の主な経験分野 (スキルマトリックス)

取締役 (候補者を含む) の主な経験分野は次のとおりであります。議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役の構成並びに経験と専門性は次のとおりとなります。

取締役

候補者番号	氏名	取締役に求める主な経験分野						
		企業経営	営業	グローバル経験	法務・内部統制	財務会計	人材開発	独立性
1	小野 建	○	○	○				
2	小野 剛	○	○	○		○	○	
3	小野 哲司	○	○		○	○	○	
4	小野 信介	○	○		○	○	○	
5	高牟礼 厚	○	○	○			○	
6	小野 明	○	○					
7	木下 正祥	○	○				○	
8	福田 孝一				○	○		○

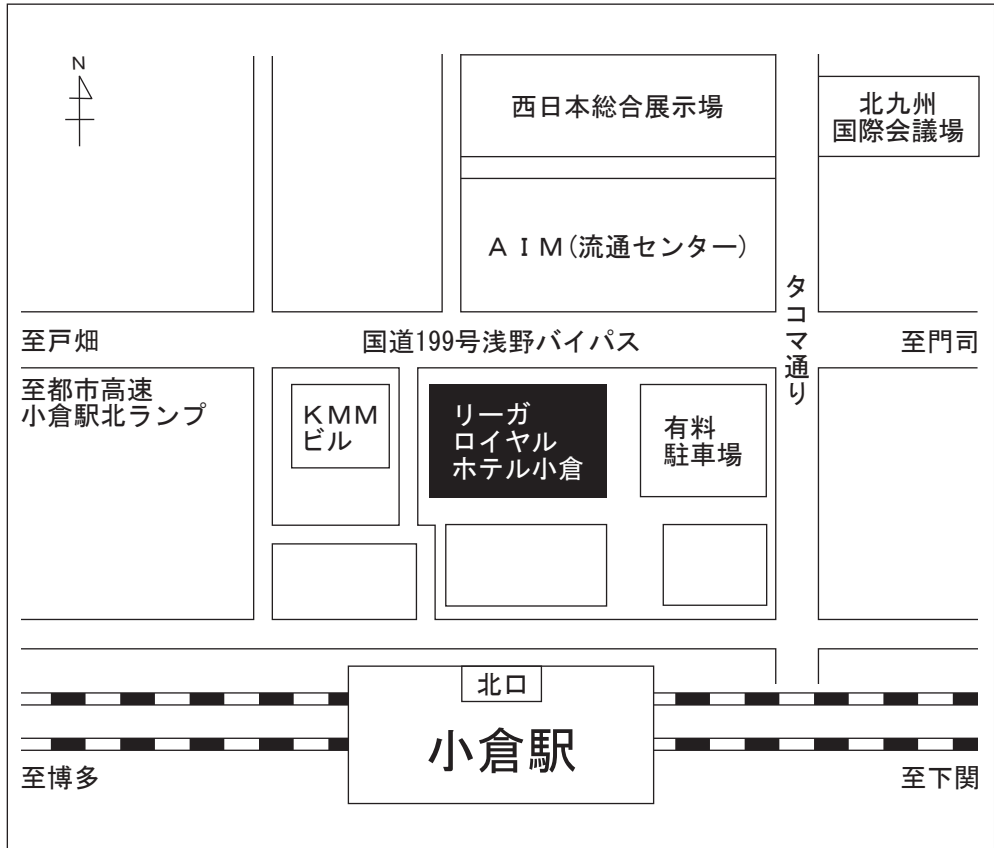
監査等委員である取締役

氏名	取締役に求める主な経験分野						
	企業経営	営業	グローバル経験	法務・内部統制	財務会計	人材開発	独立性
山上 知裕				○			○
梅田 久和				○	○		○
小倉 知子				○			○

以上

株主総会会場ご案内図

北九州市小倉北区浅野2丁目14番2号
リーガロイヤルホテル小倉 3階
オーキッド



○小倉駅（北口）より徒歩約1分

